公益財団法人財務会計基準機構会員

平成２５年5月８日

各　　位

会　社　名　エ ー ス 交 易 株 式 会 社
代表者の役職名　代表取締役会長兼社長 ジョン・フー
（コード番号：８７４９）
問い合わせ先　取 締 役　ショーン・ローソン
電 話 番 号　０３ － ３４０６ － ４６４９

定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に係る承認決議並びに全部取得条項付種類株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成25年４月２日付「定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関するお知らせ」（以下「本件プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、本日、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更、及び全部取得条項付種類株式（下記「Ⅰ．②」において定義いたします。）の全部の取得につきまして、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）に付議しましたところ、下記のとおりいずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、大阪証券取引所 JASDAQ 市場（スタンダード）の株券上場廃止基準に該当することとなり、本日から平成 25 年６月６日まで整理銘柄に指定された後、同年６月７日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を大阪証券取引所 JASDAQ 市場（スタンダード）において取引することはできなくなります。

また、当社は、本臨時株主総会における全部取得条項付種類株式の取得の承認決議に基づき、本日開催の取締役会におきまして、平成25年６月 11 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様をもって、その所有する全部取得条項付普通株式を平成25年６月 12 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付普通株式１株につき新たに発行する当社A種種類株式 2,388,709 分の１株の割合をもって交付する株主として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

Ⅰ．当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、本件プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の方法による、定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

①当社の定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第２条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします。

②上記①の手続による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、全ての当社普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第１項第７号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の普通株式を以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。

③会社法第171条第１項並びに上記①及び②の各手続による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主（以下「全部取得条項付普通株主」といいます。）の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式１株と引換えにA種種類株式を2,388,709分の１株の割合をもって交付いたします。なお、この際、エース・インベストメント・インク以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも１株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主の皆様に対して、A種種類株式を割当てた結果生じる１株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第１項により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式は、会社法第234条の定めに従って、これを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主の皆様に交付いたします。

Ⅱ．当社の定款一部変更（上記Ⅰ．①及び②）の承認決議

１．承認可決された事項の内容

上記Ⅰ．①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第１号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、上記Ⅰ．②及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第２号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第１号議案に係る定款変更の内容は、本件プレスリリース「Ⅰ．１．種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更その１）」に記載のとおりであり、また本臨時株主総会及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、本件プレスリリース「Ⅰ．２．全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件（定款一部変更その２）」に記載のとおりであります。

２．定款変更の効力発生日

上記Ⅰ．①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における承認決議をもって、本日その効力が発生しております。また、上記Ⅰ．②及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認決議により、平成25年６月12日をもってその効力が発生いたします。

Ⅲ．全部取得条項付普通株式の取得（上記Ⅰ．③）の承認決議

１．承認可決された事項の内容

上記Ⅰ．③の全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役会に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第３号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。当該議案に係る内容は、本件プレスリリース「Ⅱ．全部取得条項付種類株式の取得の件」においてお知らせいたしましたとおり、会社法第171条第１項並びに上記Ⅰ．①及び②による変更後の当社の定款に基づき、取得日（下記２．において定義します。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式１株につき新たに発行する当社A種種類株式2,388,709分の１株の割合をもって交付するものです。なお、エース・インベストメント・インク以外の各株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、１株未満の端数となる予定です。

２．全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

上記Ⅰ．③の全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認決議により、上記Ⅰ．②の定款変更の効力が生じることを条件とし、平成25年６月12日（以下「取得日」といいます。）をもってその効力が発生いたします。

３．全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日において、全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社を除く全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式１株につき新たに発行する当社Ａ種種類株式 2,388,709 分の１株の割合をもって交付するものです。

このように割り当てられるＡ種種類株式の数に１株未満の端数が生じる全部取得条項付普通株主の皆様に対しましては、Ａ種種類株式を割当てた結果生じる１株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式を、会社法第 234 条の規定に従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主の皆様に交付することを予定しております。

当社では、全部取得条項付普通株主の皆様に交付することとなる１株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第１項の規定により、その合計数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のＡ種種類株式については、会社法第 234 条第２項の規定に基づく裁判所の許可を得た上で、エース・インベストメント・インクに売却することを予定しております。

この場合のＡ種種類株式の売却価格につきましては、各株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に 320 円（エース・インベストメント・インクが平成 25 年２月 12 日から平成 25 年３月 26 日まで当社普通株式等に対する公開買付けを行った際における当社普通株式１株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。

但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

Ⅳ．全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）

全部取得条項付普通株式の取得等に関する日程の概要（予定）は次のとおりです。

種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成 25 年５月８日（水）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 25 年５月８日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式の交付に係る基準日設定公告	平成 25 年５月９日（木）
当社普通株式の売買最終日	平成 25 年６月６日（木）
当社普通株式の上場廃止日	平成 25 年６月７日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式の交付に係る基準日	平成 25 年６月 11 日（火）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更の効力発生日	平成 25 年６月 12 日（水）
全部取得条項付普通株式の取得及びＡ種種類株式の交付の効力発生日	平成 25 年６月 12 日（水）

以　上